

平成 16 年 12 月 3 日
環 境 局

本件は、環境省と同時発表です

環境技術実証モデル事業「VOC 処理技術分野（ジクロロメタン等
有機塩素系脱脂剤処理技術）」の実証対象技術の公募について

東京都は、脱脂剤として用いられているジクロロメタン等の排ガス処理装置の性能等を実証し技術の普及を図るため、実証対象技術の公募を行いますので、お知らせします。

1 ジクロロメタン等について

ジクロロメタン等は、めっき業や金属加工業において、金属表面の脱脂や洗浄用として広く使用されています。一般的に用いられているジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンは、環境確保条例で定める有害ガスであり、発がんの可能性が指摘されています。

また、ジクロロメタン等の VOC は、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質であり、東京の大気環境改善のため排出量の削減が求められています。

2 処理技術の募集について

既に適用可能な段階にある排ガス処理技術のうち、東京都による実証試験を希望するものについて、平成 16 年 12 月 24 日（金）まで、有害化学物質対策課で応募受付を行います。

詳細は、募集要項（別紙）をご覧ください。

3 今後の予定について

応募のあった技術については、都が設置する技術実証委員会の意見を踏まえて、実証対象技術の選定を行います。

その後、東京都が実証試験を行い、最終的な実証試験の結果は、東京都及び環境省のホームページで公表します。

〔VOC: 揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）のことで、常温で大気中に揮発しやすい有機化合物の総称です。〕

【問い合わせ先】

環境改善部有害化学物質対策課 池田、渡辺

電話 03 - 5388 - 3502

内線 42 - 410

東京都環境科学研究所 応用研究部 溝入、樋口

電話：03 - 3699 - 1331

平成 16 年 12 月 3 日
環 境 局

平成 16 年度環境技術実証モデル事業「VOC 処理技術分野
(ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術)」実証試験
の対象技術の募集について

東京都は環境技術実証モデル事業（VOC 処理技術分野）における実証機関として環境省
に選定されました。ついては実証試験の対象となる技術を下記のとおり募集します。

記

1. 募集の概要

(1) 対象技術

本事業の対象となる VOC 処理技術は、めっき工場等で使用されている脱脂洗浄
装置からの排ガスを吸着、冷却凝縮、液体吸収等の方法により適切に処理する、後
付けでの設置が可能な技術（装置等）です。

(2) 実証試験の内容及び方法

次の要領を参照してください。

ジクロロメタン等有機塩素系脱脂剤処理技術実証試験要領（環境省 H P）

【http://etv-j.eic.or.jp/pdf/03/06_1.pdf】

技術実証に係る申請及び実施に関する要領（東京都 H P）

【<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/zikuroro/index.htm>】

(3) 実証試験場所

東京都環境科学研究所 中防庁舎分室

東京都江東区青海 2 丁目地先

(4) 申請方法

申請書

20 部（正本 1 部、写し 19 部）提出願います。

様式は、下記の H P からダウンロードしてください。

【<http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/chem/zikuroro/index.htm>】

申請先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2 丁目 8 番 1 号（都庁第 2 本庁舎 8 階北）

東京都環境局環境改善部有害化学物質対策課 化学物質管理担当

申請の締め切り

平成 16 年 12 月 24 日（金）必着

2. スケジュール

	12月	1月	2月	3月
対象技術の募集	————			
対象技術の選定		▼		
実証試験計画の策定		—		
実証試験の実施		————	————	
実証試験結果報告書の作成				—
環境省への報告・公開				—

3. その他

対象技術の選定については、申請された内容に基づいて都が設置する技術実証委員会の意見を踏まえ総合的に判断するので、応募された場合でも実証試験を行えない場合があります。

対象技術は、回収技術のみを対象としています。(燃焼等により分解する技術は含みません。)

実証試験の結果はすべて、実証試験結果報告書として、東京都及び環境省のホームページで公表します。

特許等の関係で公開を希望されない情報等については別途協議いたします。

[参考] 環境技術実証モデル事業について

この事業は、既に適用可能な段階にありながら、環境保全効果等についての客観的な評価が行われていないために普及が進んでいない先進的環境技術について、その環境保全効果等を第三者が客観的に実証する事業をモデル的に実施することにより、環境技術実証の手法・体制の確立を図るとともに、環境技術の普及を促進し、環境保全と環境産業の発展を促進することを目的として平成15年度に環境省が始めた事業です。

なお、環境技術実証モデル事業全般については環境省の以下のホームページに詳しく紹介されていますので参考にしてください。

【環境技術実証モデル事業ホームページ <http://etv-j.eic.or.jp/>】

問い合わせ先

東京都環境局環境改善部有害化学物質対策課 渡辺

TEL：03-5388-3457（直通）

FAX：03-5388-1376

東京都環境科学研究所 応用研究部 樋口

TEL：03-3699-1331（代表）

FAX：03-3699-1345